

—事件報道から学ぶ—

在留資格虚偽申請

今朝（3月14日）の読売新聞朝刊の記事です。

内容は、「警視庁は先月13日、ネパール人留学生に在留資格の虚偽申請をさせたとして、東京都港区で人材派遣会社を運営していた男（57）ら5人を入管難民法違反容疑で逮捕した。

男らは留学生ら約100人の在留資格を不正変更し、倉庫やレストランなどで単純労働をさせていた。

また今月12日には、昨年5月ころ、留学の資格で入国したフィリピン人の20歳代の女（入管難民法違反容疑で逮捕）が、通訳などとして働くとする虚偽の申請書を作成し、東京入国管理局に提出させて在留資格を不正に変更した疑いで、神奈川県藤沢市の行政書士、芳谷大介容疑者（60）を入管難民法違反容疑で逮捕した。

芳谷容疑者は、この人材派遣会社経営の男と約10年前からの知り合いで、昨年3月以降、男の依頼で留学生らの在留資格申請書を作成し、1件あたり数万円の報酬を受け取っていた。

外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管難民法が4月に施行されると、介護や外食業など14業種で外国人の単純労働が認められる。ただ日本語能力や就業分野に関する技能試験があり、警察当局は、今後も在留資格の虚偽申請が続くおそれがあるとして警戒している」というもの。

まず、「留学」の在留資格で我が国に滞在している者が、在留資格を変更して引き続き滞在するためには、入国管理局長に対し在留資格変更許可申請書を提出して審査を受け、在留資格の変更許可を受けたうえ、新たな在留カードを取得する必要があります。

今回の事件報道は、この在留資格の変更申請にあたり、虚偽の申請を行って在留資格を不正に変更させたというものです。この虚偽申請については、平成29年1月1日から施行された改正入管難民法により、虚偽申請によって在留資格を不正に取得した者はもちろんのこと、これを幫助（手助け）した勤務先、弁護士、行政書士及び学校職員等の申請取り次ぎ者をも処罰の対象にしております。

法の条項では、

- ①偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し、又は4章2部の規定による許可を受けた者（法70条1項2号の2）
- ②営利の目的で当該規定の行為の実行を容易にした者（法74条の6）

と定めています。

「偽りその他不正の手段」とは、故意に、

- ①虚偽（うそ）の申し立てをする
- ②申請にあたり不利益な事実を隠す
- ③嘘の内容を記載した文書を提出する

のいずれかが要件となります。また、ここでいう「4章2部の規定による許可を受けた者」とは、在留期間の更新、在留資格の変更、永住許可等を受けた者を指します。

さて事件の中身ですが、今回報道された事件では、人材派遣会社を経営する男、それに行政書士が主犯格として絡んでおり、こうした輩^{やから}が真面目な留学生らを犯罪に引き込み、不当に収益を得ていたものであり、許しがたい犯罪です。人材派遣会社の実態がどうなっていたのか、今後の捜査で明らかになるでしょうが、会社の看板を隠れ蓑とし、行政書士と手を組むという悪質な構図が浮き彫りになりました。

次に、行政書士の芳谷容疑者は、在留資格変更の申請取り次ぎ者としての立場です。留学で入国したフィリピン人女性の在留資格を、翻訳の仕事、つまり「技術・人文科学・国際業務」ビザへの資格変更の取り次ぎ申請を行い、在留資格を不正に変更した罪での逮捕です。

実際には、この女性は、翻訳の仕事ではなく、単純労働をするつもりであったのに、「技・人・国」ビザで認められる活動を行うかのごとく、嘘の内容を申告書に記載して提出した疑いです。

一般的に、資格変更申請書類の大部分は、行政書士自身で作るのでしょう。しかし、申請書の下部に「以上の記載内容は事実と相違ありません」として、申請者が署名・捺印することになっており、これが満たされると作成責任が申請者になります。

さて、本年4月からの入管難民法の改正により、介護や外食業など14業種の特定産業分野での単純労働を含む外国人の受け入れが始まります。

政府の基本方針では、「深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる」としてあります。つまり、誰でも彼でも受け入れる訳ではなく、就業分野に関する技能水準や日本語能力水準に一定の線引きがあります。

4月からの外国人材の受け入れ拡大に伴い、留学生を取り巻く環境に変化があるのかどうかしっかりと目を配りたいと思います。また同時に、入国管理局への各種申請書類に添付するもので、海外の機関が発行名義人となっている認定書等の真偽についても、十分に注意を払う必要があることを今回の事件報道は教えてくれます。

最後に、今回の事件で注目したいのは、逮捕されたネパールやフィリピンの留学生らが、どういうツールで人材派遣業を標榜する男らと接点を持つようになったかであります。逮捕された男らは、100人もの留学生の在留資格の不正変更に手を下していたとのことであり、

他人事ではありません。

逮捕された留学生の側としては、留学の在留資格ではアルバイトの稼働時間に制限があるため、時間の制限に縛られない在留資格の変更を望んでいたところを、悪質業者に見透かされ、そこを狙われたのでしょう。多額の報酬を巻き上げられ、そのうえ犯罪に手を染めることになってしまいます。

留学生の皆さんには、こうした悪質ブローカーらが暗躍していることを知り、犯罪に引き込まれないよう注意して頂きたい。SNS等で近づいてくるケースが多いとの報告もあります。不審な働きかけがあった場合には、すぐ学校の先生方に知らせて下さい。